

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、下記のとおり前橋市国民健康保険条例（昭和34年前橋市条例第8号）の所要の改正を行いたいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和2年5月7日

前橋市長 山 本



記

1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する対応（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的で行われる国の財政支援を活用し、該当する国民健康保険被保険者の生活保障のため、前橋市国民健康保険条例を改正し、特例的に傷病手当金の支給を実施する。

2 条例改正の主な内容

- (1) 給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染するなどして、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- (2) 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。
- (3) 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

3 施行期日等

公布の日（傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。）

#### 4 その他

申請の受付の開始は、条例改正後の令和2年6月下旬を予定する。